

田園型政令市 ともにつくる環境先進都市

政令市移行後のごみ減量施策のあり方について（新潟市清掃審議会「中間とりまとめ」概要版）

（平成18年7月）新潟市

新潟市では、合併により、地域毎に家庭ごみの分別区分や有料・無料という負担の状況が異なることから、これらを統一するとともに、本市が目指す「田園型政令市」にふさわしいごみの減量・リサイクルを推進するため「政令市移行後のごみ減量施策のあり方」について、清掃審議会において「中間とりまとめ」を行ったところです。

この「中間とりまとめ」についてのご意見を市民の皆さまから募集します。「中間とりまとめ」は審議会としての方向性を示したものであり、市民の皆さまからのご意見をもとに最終答申に向けた検討を行ってまいります。

1 新潟市の現状

(1) 地区別ごみ分別・排出方法

- ・ステーション収集の分別数は、6～12分別
- ・新潟・黒埼・横越・亀田地区を除いて、家庭系ごみの有料化を実施
- ・新潟・白根広域・巻広域地区は、有料指定袋制（単純従量方式）、巻末地区は一定量を超えた場合に有料となるごみ処理券制度（超過量方式）を採用

凡例：手数料あり

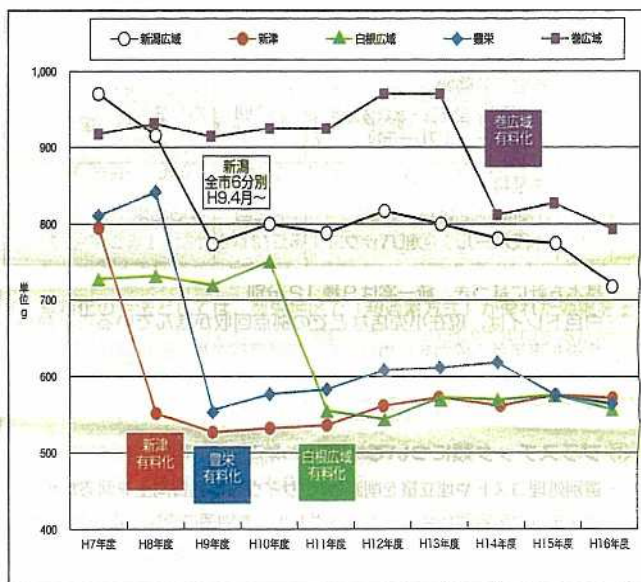
区分	新潟地区	新潟地区	新潟地区	新潟地区	新潟地区	新潟地区	新潟地区
分別数	6分別	8分別	12分別	12分別	6分別	10分別	8分別
可燃	燃えるごみ	燃やせるごみ	燃えるごみ	燃えるごみ	燃やせるごみ	燃やせるごみ	燃やせるごみ
不燃	燃えないごみ	燃やせないごみ	燃えないごみ	燃えないごみ	燃やせないごみ	燃やせないごみ	燃やせないごみ
粗大	粗大ごみ	粗大ごみ	粗大ごみ	粗大ごみ	粗大ごみ	粗大ごみ	粗大ごみ
びん・缶	びん・缶	びん・缶	びん・缶	びん・缶	びん・缶	びん・缶	びん・缶
プラスチック	プラスチック	プラスチック	プラスチック	プラスチック	プラスチック	プラスチック	プラスチック
資源物	資源物	資源物	資源物	資源物	資源物	資源物	資源物
有害	有害	有害	有害	有害	有害	有害	有害
その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他

（注）※①白根広域：白根・小国・越後・月形・中・口 ※②巻末地区：巻・岩室・西川・浪東（以内科に） ※③巻末地区のみ行政収束（4種）

(2) 1人1日当たりのごみ排出量の推移

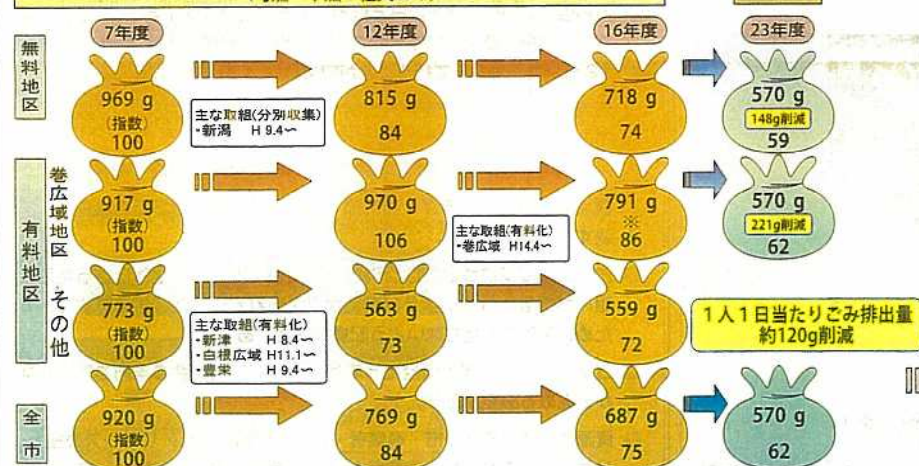
（可燃・不燃・粗大ごみ）

- ・新潟・白根広域・巻末地区は、ともに有料化の導入を境にして、対前年比で30%前後減少し、その後もその効果を維持
- ・巻末地区は、ごみを処理施設に直接持ち込むと無料のため、家庭系ごみの4分の1が無料で排出



2 田園型政令市・協働で創る環境先進都市

1人1日当たりのごみ量の推移（7年度～16年度）



※ 巻末地区については、家庭系の直接搬入分を含む。

目標量

- ・新潟・白根広域・巻末地区の平成16年度実績が559gであることから、平成23年度までに、全市で1人1日あたりごみの排出量を570gとすることをごみの減量目標とした。

- ・政令市14市で比較すると現在は第9位だが、この目標に達した場合には広島市に次いで第2位となる。

（参考）

- ① 広島市 456g
- ② 京都市 586g
- ③ 大阪市 609g
- ④ 名古屋市 626g
- ⑤ 仙台市 627g

政令市第2位

3 家庭系ごみの分別区分のあり方について

(1) 基本方針 ～市民・事業者・行政の協働によるリサイクルの推進

- ① 資源となるごみについては、可能な限り資源化を図り、最終的に焼却及び埋立処分されるごみを極力削減
- ② 分別を徹底し、高品質なリサイクルを確保
- ③ 市民の利便性とコスト面を考慮

(2) 分別区分

9種12分別によりリサイクルを推進

	区 分	収集回数	出し方
ごみ	1 燃やすごみ	週3回	指定袋
	2 燃やさないごみ	月1回	指定袋
	3 粗大ごみ	随時	申込み制戸別収集
資源	4 プラスチック製容器包装	週1回	ポリ袋
	5 ペットボトル	月2回	ポリ袋・コンテナ・ネット
	6 びん	月2回	コンテナ
	7 缶	月2回	ポリ袋・コンテナ
	8 有害・危険物 (乾電池・蛍光灯・水銀体温計 ライター・スプレー缶類)	月1回	ポリ袋
	9 古紙類 ①新聞 ②雑誌・雑紙 ③段ボール ④紙バック	月2回	ひも結束

- ・基本方針に基づき、統一案は9種12分別
- ・白色トレイは、現在小売店などでの拠点回収が進んでいることから、今後も事業者の協力を求めながら、店頭回収を推進

(3) 分別区分統一の考え方

① プラスチック類について

- ・選別処理コストや埋立量を削減し、リサイクルの品質向上を図るため、「プラスチック製容器包装」、「ペットボトル」を別個に収集し資源化処理
- ・資源化対象外のプラスチックは「燃やすごみ」として焼却処理

② びんについて

- ・収集工程におけるびん割れを防ぎ、リターナブルびんとして再利用するびんの比率を高めるため、「コンテナ収集」に統一
- ・「コンテナ収集」について、都市部での実施が可能かどうかの懸念があるが、東京都23区や一部の政令市でもコンテナの置き場所を工夫するなどして、既に実施



(コンテナ収集の状況)

剪定枝は資源物として拠点回収
(無料)

③ 古紙類について

- ・新潟広域・豊栄・巻広域地区では、自治会などが主体となって取り組む「集団回収方式」、新津・白根広域地区では、行政が収集する「行政収集方式」を実施
- ・両方式の特色を活かした併用方式とした。

現行	集団回収	行政収集
統一	○ 2方式を併用で実施し、月2回程度の回収を確保 ○ 集団回収【継続】 ・主に自治・町内会を単位 ・奨励金6円/kg	○ 協議会方式【新規】 ① ステーション収集を実施し、コミュニティ協議会に奨励金を交付(3円/kg) ② 全地域で実施



(集団回収の状況)

<巻広域地区の分別について>

- ・巻広域地区は、「鑑湯クリーンセンター」の処理方式に併せ、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチックを「普通ごみ」として混合収集。また、巻地区は「普通ごみ」を週5回収集している。
- ・清掃審議会長に「施設の特色を十分に生かし巻広域のごみ収集分別形態を維持してほしい」という要望書が提出されたことを受け、巻広域地区の地域審議会会長との意見交換会を開催し、審議してきた。
- ・「巻地域の有料化説明会の中で、毎日収集と分別の簡略化は行政として約束したものであり、その結果有料となり現在に至っている。新潟市と合併したからすぐに収集形態を変えるのでは、地域の理解は得られない。ゆくゆくはこうなるのだということで、減量へ意識を変えて行くことが大切」という意見もあったが、特例を設けるべきでないという意見が大勢を占め、全市統一を基本とした。
- ・この点については、巻広域地区における市民意見交換会を通じて住民の理解を得ることが重要であるとされている。

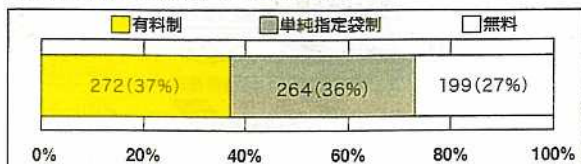
(4) 「家庭系ごみの分別区分のあり方」についての中間とりまとめ

- 分別区分については、ごみと資源をできるだけ分別することにより、最終的には焼却及び埋立処分されるごみを極力削減できることから、9種12分別を基本として行うことが望ましい。
- 新潟地区では混合収集されていたプラスチック類を分別して収集することとなるため、丁寧な説明・対応が求められる。
- びんのコンテナ収集については、びん割れを防ぎ、埋立量を削減する観点から理解できるが、都市部での実施については場所の確保等、解決すべき課題もある。
- 古紙類の収集については、現在の自治会など地域が主体となった取り組みが損なわれないような制度が考えられているが、併用方式であるため、混乱をきたさないよう配慮が必要である。
- 古紙回収方式の変更に当たっては、自治会・町内会の意向を確認しながら進める必要がある。
- 資源物については、市・事業者・市民の協働により、リユースの拡大、リサイクルの品質向上を図るため、事業者への働きかけや、市民へのPRを強化し、店頭回収等の拡大に努めることが望ましい。

4 家庭系ごみの負担のあり方について

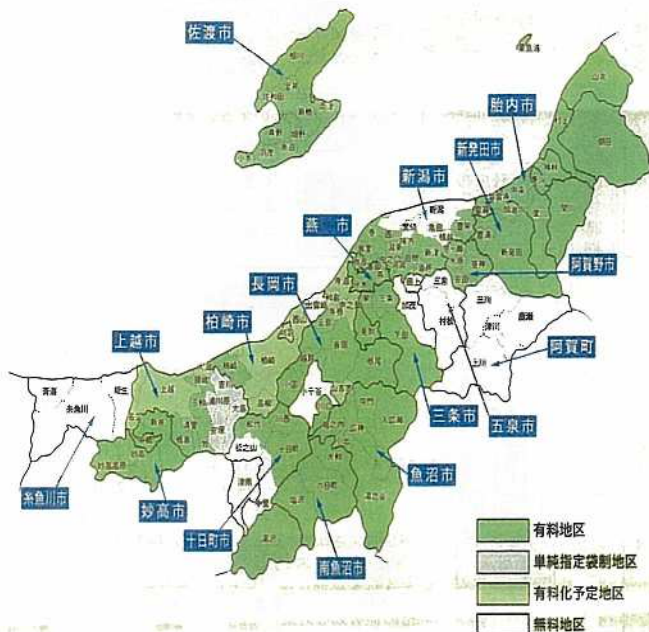
(1) 全国・県内市の状況

① 全国市区の状況 (H16 年度)



② 県内の状況 (H18.4 月現在)

35 市町村中 23 市町村が有料化 (65.7%)



(2) 家庭ごみ有料化の意義

① ごみ量に応じた費用負担の公平化

- 費用や手間をかけてごみ減量に努力している人としていない人のごみ処理経費が税金で同様に賄われており、公平性に欠ける。

② ごみ分別・リサイクルの促進による排出抑制

- ごみの分別の適正化やリサイクルの促進により、最終的にごみとなる量を抑制

③ ごみの発生抑制・再使用の促進

- ごみ減量への経済的インセンティブが働き、ごみそのものを生み出さないライフスタイルへの転換を促す。

④ 環境に対する市民の意識改革

- ごみ問題・環境問題について市民一人ひとりが関心を持つ契機となる。

⑤ 事業系ごみの混入排除

- 家庭系指定袋の排出しか認めないことにより、事業系ごみの混入を抑制し、事業者の自己処理責任の徹底を図る。

(3) 有料化の対象・手法及び手数料の水準

① 有料化の対象・手法

「ごみ」は有料・「資源」は無料

対象	手法
1 燃やすごみ	有料指定袋制 (単純従量方式)
2 燃やさないごみ	
3 粗大ごみ	有料シール制 (品目別に設定)

・ごみ減量化・リサイクル推進や分別徹底の観点から、資源物は無料

② 手数料水準の具体案 (「燃やすごみ」・「燃やさないごみ」)

統一案		参考：現行手数料（可燃ごみ）				
容量		新津地区	白根広域	豊栄地区	巻広域	
45ℓ	45円	50ℓ	40円	42円	－	－
30ℓ	30円	40ℓ	－	－	120円	－
		30ℓ	30円	31.5円	－	30円
20ℓ	20円	20ℓ	－	－	60円	－
		15ℓ	20円	21円	－	20円
10ℓ	10円	10ℓ	－	10.5円	－	－

- 「ごみ減量化に効果的な負担感と市民の受容性のバランス」、「近隣市町村の手数料のバランス」を考慮した。

- 減量目標 (1人1日当たりごみ量 570g) が達成された場合、1人1月当たりの負担額は 108 円程度

(4) 手数料収益の市民還元について

- 有料化の目的が「ごみ減量・リサイクルの推進」であることから、手数料収益 (手数料収入ー指定袋製作・販売費) をごみ処理経費に充当することはせず、市民に還元
- 使途の決定にあたっては、市民代表 (区自治協議会代表等) も含めた検討機関を設置

(5) 手数料の減免について

- 有料化の目的が「ごみ減量・リサイクルの推進」であることから、この目的に馴染まないごみについては一定の配慮が必要 (災害ごみ、ボランティア清掃ごみ、紙おむつ使用世帯など)

(6) 「家庭系ごみの負担のあり方」についての中間とりまとめ

- ① 「燃やすごみ」「燃やさないごみ」については、ごみの減量・リサイクルを推進する観点から全市有料化で統一することが望ましい。
- ② 有料化の手法としては、豊栄地区で「超過量方式」が優れた効果を出していることは理解できるが、実際にすべての地域で実施するためには難しい方式であるため、「単純従量方式」による、有料指定袋制による統一という意見が大半を占めた。

- 単純従量方式 (新潟、白根広域、巻広域地区)
 - ・ごみ袋に、ごみ処理手数料を含めて販売
- 超過量方式 (豊栄地区)
 - ・事前に配布されたごみ出しシール等を使い切った場合、有料袋を購入
- 住民登録人口と国勢調査人口の比較

区分	住民登録人口 A	国勢調査人口 B	差 (B-A) C	比率 C/A
新潟				
住人口と国勢調査人口の区域	193,288	213,178	19,890	10.3%
その他の区域	328,790	318,794	-9,996	-3.0%
新潟地区以外	288,448	281,808	-6,640	-2.3%

- ・新潟地区の一部では、実際の居住人口が住民登録人口を 1 割も上回っており、居住実態の把握が困難

- ③ 手数料水準は、現在実施している地区の状況から 10 リットル当たり 10 円が適当と考える。

- ④ 袋の種類についても、実施地区の現状から、大 (45 リットル)・中 (30 リットル)・小 (20 リットル)・極小 (10 リットル) の 4 種類を用意するべきであろう。

- ⑤ 家庭系ごみ有料化に伴う手数料収益については、明確な形で市民に還元するべきであろう。

- ⑥ 紙おむつを使用するなど、ごみを減量しようと努力してもできないような世帯に対しては、手数料の減免制度を設けるべきであろう。

- ⑦ 生活保護世帯などの低所得者世帯への減免も検討するべき。

- ⑧ 有料化の実施にあたっては、全市民の 7 割以上にとって新たな負担が生じることから、丁寧な説明により理解を得ることが重要であろう。

5 事業系ごみの排出方法及び手数料のあり方について

(1) 事業系ごみの排出方法について

① 排出抑制・リサイクルの推進

家庭系ごみと同様に、排出抑制・リサイクルを推進し、最終的に焼却及び埋立処分されるごみを極力削減

ア 古紙類の搬入規制を全市に拡大

イ その他の品目については、事業者の自発的な取り組みを促す。

② 処理手数料

ア 事業者の自己処理責任に基づき、処理手数料については処理原価を徴収

イ 徴収方法については、有料指定袋での排出は行わず、重量に応じた単純従量方式とする。

③ ステーション収集

自己処理責任に基づき、ごみステーションでの収集は廃止

④ 事業者の自発的な取り組みへの支援

ア 排出抑制・リサイクルに向けたガイドライン等の作成

イ 優良事業者表彰制度等を創設

ウ 排出事業者・収集運搬業者・リサイクル業者との連携を強化

(2) ごみ処理手数料水準について

直接搬入ごみ		事業系ステーション収集
事業系	家庭系	
140円/10kg	70円/10kg	廃止

- ・事業系ごみは、廃棄物処理法により自己処理責任が原則であることから、ごみ処理原価を徴収
- ・家庭系ごみは、新津・白根広域・豊栄地区の現行の設定が事業系の約半額程度であることなどを考慮した。

(3) 「事業系ごみの排出方法及び手数料のあり方」について の中間とりまとめ

- 事業者の自己処理責任に基づき、処理手数料については処理原価の徴収を基本とする考え方は理解できる。
- 事業系ごみの手数料は、新津地区、白根広域地区で実施している有料指定袋制は廃止し、処理原価に基づき10kg当たり140円の従量制に統一する。
- 家庭系自己搬入手料は指定袋とのバランスを考慮し半額程度の10kg当たり70円とするのは妥当であろう。
- ごみステーションでの収集は廃止するのであれば、小規模事業者等への十分な説明が必要であろう。

6 粗大ごみの手数料のあり方について

(1) 手数料水準について

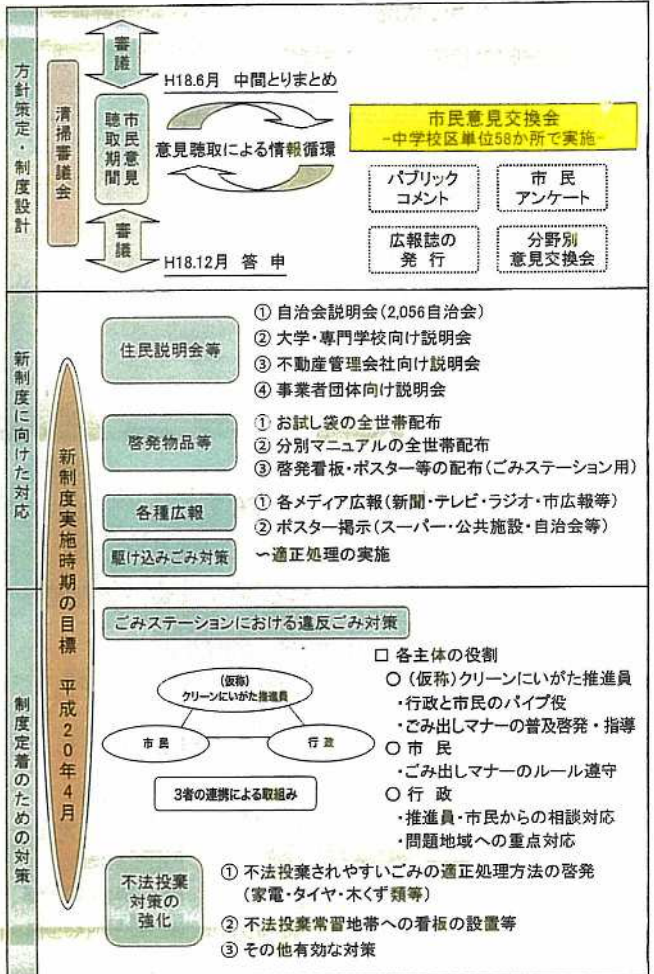
区分	手数料	主な品目の例示
～15kg	250円	布団、ストーブ
15kg～25kg	500円	自転車、マットレス（スプリング入り）
25kg～35kg	750円	テーブル、ソファ（2人以上）
35kg～	1,000円	たんす（大）、ベッド（マットレスを除く）

「政令市や合併地区の市民負担水準とのバランス」、「指定袋手数料とのバランス」、「自己搬入手料とのバランス」を考慮した。

(2) 「粗大ごみの手数料のあり方」についての中間とりまとめ

- 有料により収集することとし、手数料は、指定袋の手数料や自己搬入手料とのバランスを考慮し、10kg当たり250円を基本に、品目ごとに適切な負担水準で金額を設定するべきであろう。

7 有料化・分別変更に伴う制度定着に向けて



「中間とりまとめ原文」及び清掃審議会の審議状況などについては、市ホームページで公開しています。

<http://www.city.niigata.niigata.jp>

「政令市移行後のごみ減量施策のあり方」について、 ご意見を募集します。

1 市民意見交換会

中学校区単位の58会場で市民意見交換会を開催します。事前の申込みは必要ありませんので、お気軽にご参加ください。

(日程・会場につきましては、7/16の市報にいがた、市ホームページをご参照ください。)

また、要望に応じて、市の職員が皆さんのところへ出向き、説明することもできます(10人以上の参加が見込まれる場合)。詳しくはお問い合わせください。

2 パブリックコメント

(1) 募集期間 7月21日(金)～9月15日(金)

(2) リーフレット・意見用紙の設置場所

支所、地区事務所、連絡所、市役所本館・分館案内、廃棄物政策課、市ホームページ

(3) 意見の提出方法

意見用紙に必要事項を記入し、郵便、FAX、メールで廃棄物政策課へ

－お問い合わせ先－

〒951-8550 新潟市市民局環境部廃棄物政策課

Tel 025-228-1000 (内線2748・2745)・FAX 025-229-5070

E-mail: haisei@city.niigata.lg.jp